

鳥取市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

鳥取市長 深澤義彦

## 鳥取市条例第57号

鳥取市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成2年鳥取市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「第4会議室」の次に「、第5会議室、第6会議室」を加える。

別表第2第4会議室の項の次に次のように加える。

第5会議室	1時間につき440円	1時間につき680円
第6会議室	1時間につき570円	1時間につき880円

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。